

かかずの杜短期入所ホーム

〔短期入所生活介護（介護予防）〕

運 営 規 程

社会福祉法人 憲 寿 会

かかずの杜短期入所ホーム

(短期入所生活介護)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人憲寿会が開設する、かかずの杜短期入所介護（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入所者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めなければならない。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 かかずの杜短期入所ホーム
- (2) 所 在 地 沖縄県糸満市賀数 312-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

※ 職員の配置については、法令を遵守しています。

- (1) 施 設 長 1 名以上

施設長は施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に特別養護老人ホーム基準並びに介護老人福祉施設基準に定める運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介 護 職 員 11 名以上

介護職員は入居者の施設サービス計画の企画、入居者の日常生活全般にわたる介護に関する業務を行う。

- (3) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は入居者の入退居手続き、生活相談及びサービス利用料金に関する業務を行う。

(4) 看護職員 2名以上

看護職員は入居者の保健衛生及び看護に関する業務を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は入居者が日常生活を営むのに必要な身体・精神の機能を改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

管理栄養士は個人の嗜好を配慮し、食事の献立の作成、栄養計算並びに栄養指導を行う。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は入居者の施設サービス計画の作成等を行う。

(8) 医師（嘱託） 1名以上

医師は入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、10名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 施設のユニット数は1ユニットとし、1ユニットの定員は10名とする。

(指定短期入所生活介護の利用申込み及び入所の決定)

第7条 指定短期入所生活介護を利用する者又は指定居宅介護支援事業者は、別に定める指定短期入所生活介護利用申込書を管理者あてに提出するものとする。

2 管理者は、指定短期入所生活介護利用申込書を受理後速やかに入所の要否を決定し、利用者又はその家族に連絡するものとする。ただし、緊急を要する入所の場合は、要介護認定及び居宅介護サービス計画作成後あらためて申込書を提出しても差し支えないものとする。

(営業日及び営業時間)

第8条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎日

(2) 営業時間 24時間体制

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難な場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した利用料の額は、別紙記載のとおり、厚生大臣が定める指定短期入所生活介護の基準額とする。

- 2 当該利用に係る送迎費及び食材費は、別紙に定めるとおり、別途徴収する。
- 3 本規程第 11 条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎費は実費を徴収する。換算方法は以下のとおりとする。

(1) 通常の実施地域の境界バス停より当該利用者宅の最短バス停までの民間バス運賃

(2) バス運賃は、当該指定短期入所生活介護利用時の民間バス運賃表により換算

- 4 利用料その他必要な経費については、文書等で利用者及びその家族の同意を得、必ず署名捺印をもらうものとする。
- 5 指定短期入所生活介護の利用料等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は指定の銀行への口座振込により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、八重瀬町、糸満市、南風原町、豊見城市、4 市町村とする。

(利用料金の変更)

第 12 条 入居者の経済的事情の変化により介護保険負担限度額認定証等に変更があった場合は介護保険法令関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

- 2 経済状況の著しい変化ややむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することがあります。
- 3 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 4 同条 2 項、同条 3 項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 5 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(入所者の処遇に関する計画)

第 13 条 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成する。

- 2 施設は、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

(基本方針)

第 14 条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(施設サービスの取扱方針)

第 15 条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

- 2 施設サービスは、ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 施設の職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又は家族等に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、施設サービス提供に当たって、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため 緊急にやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定める措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。
- 9 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(食事)

第 16 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確

保するものとする。

3 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第 17 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 18 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族等が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(施設利用上の留意事項)

第 19 条 入居者及び利用者は、施設の利用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 施設の居室、共用施設、共用設備及び敷地をその本来の用途に従って利用すること。

(2) 施設及び施設の設備を故意に滅失、破損、汚損し、又は無断で仕様変更しないこと。

(3) 入居者及び短期利用者相互の親睦を図り、施設内の風紀秩序の維持に努めること。

(4) 他の入居者又は短期利用者に対し、勧誘、強要その他の迷惑行為を行わないこと。

(5) 火気の取扱いに注意すること。

(6) 外出又は外泊する場合は、管理者にその旨を届け出ること

(機能訓練)

第 20 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための計画、訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 21 条 看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 22 条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行う。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- (2) 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを2名以上配置する。

3 当施設は、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

5 研修希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるように務める。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第 23 条 施設は、消防訓練計画に基づき非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(2) 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(3) 施設は、災害に備えるため、非常用食料を備蓄する。

（業務継続計画）

第 24 条 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（衛生管理等）

第 25 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生

的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次に定める必要な措置を講ずる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 前号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(掲示)

第 26 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 27 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、他の業務に従事することとなった場合、及び退職後においても同様とする。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(身体拘束等)

第 28 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情処理)

第 29 条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者及びその家族等からの苦情に迅速、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第 30 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時等における対応方法)

第 31 条 利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、病院等に救急搬送をするなど必要な処置を行います。

(虐待の防止のための措置)

第 32 条 虐待防止のための指針を整備し、必要な措置を講ずる。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 33 条 パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

(記録の整備)

第 34 条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録は、その整備の日から 5 年間保存するものとする。

(委任)

第 35 条 この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

この規定の改定は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

